

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年2月10日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第25-41380-0353号
工事（委託業務）名	河川災害復旧助成工事（橋梁下部）
質問事項	
1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか？ 2. 特記仕様書第29章三者協議の対象工事となっていませんが、設計変更ガイドラインに基づく受注者の申し出による設計変更三者協議は可能という理解で良いですか？ 3. 図面番号18/18の「広畠橋 仮設進入路・仮設ヤード平面図（参考図）」に示された施工ヤード内には場所打ち杭の鉄筋カゴを製作するスペースがありませんが、鉄筋カゴを製作するヤードの確保及び鉄筋カゴの運搬費は設計変更の対象となるという理解で良いですか？ 4. 0244号工事で現在施工中である既設A1橋台の取壊しが完了していないために本工事に着手できない場合は「工事一時中止に係るガイドライン」に基づく適正な事務手続きが行われるという理解で良いですか？ 5. A2橋台の施工実績を基にしたA1橋台土留工の構造変更は設計変更の対象となるという理解で良いですか？ 6. パラレルウイングに接する盛土は降雨等による浸食が想定されるため、将来の維持管理を目的として植生土のうを施工する場合は設計変更の対象となるという理解で良いですか？ 7. 現在供用されている県道の仮道工において、諸車交通の安全確保を図るために区画線が消えている箇所を再施工する場合は設計変更の対象となるという理解で良いですか？ 8. A1橋台の掘削土はA1橋台のヤード内に横置きする計画ですが、その横置き土がA1橋台の施工の支障となるために場外へ運搬しなければならない場合は設計変更の対象となるという理解で良いですか？	
回答事項	
1. 御理解のとおりです。 2. 必要と認められるときは、三者協議を行います。 3. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。	

- 4. 御理解のとおりです。
- 5. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
- 6. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
- 7. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
- 8. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。